

多治見市新火葬場 施設及び敷地規模計画

平成 18 年 8 月 25 日

多治見市新火葬場整備に係る庁内検討委員会

環 境 課

目 次

1 . はじめに	…	2
2 . 多治見市火葬場の状況と施設及び敷地規模計画（一覧）	…	3
3 . 現火葬場における諸課題	…	4
4 . 新火葬場施設における施設整備の考え方（個別事項）	…	5
（1）施設構成	…	5
（2）火葬部門	…	6
（ア）火葬炉	…	6
（イ）火葬炉前ホール	…	8
（ウ）告別室及び収骨室	…	8
（エ）動物炉及び動物用告別室	…	9
（オ）汚物炉	…	9
（カ）霊安室	…	10
（キ）残骨室	…	10
（3）待合部門	…	10
（ア）待合室及び待合ロビー	…	10
（4）その他の部門	…	10
（ア）ポーチ（車寄せ）及び玄関ホール	…	10
（イ）駐車場	…	10
（ウ）緑地帯（庭園）	…	11
（エ）事務室・監視室及び火葬従事者休息室	…	11
（オ）やすらぎ空間の確保	…	11
（カ）自動販売機コーナーの設置	…	11
（キ）トイレ	…	11
（5）環境への配慮	…	11
5 . 想定する施設及び敷地規模	…	12
6 . 火葬炉運転計画案	…	14
7 . 多治見市新火葬場整備に係る庁内検討委員会委員一覧	…	15

1. はじめに

現在、多治見市火葬場は、市域の住民が利用する火葬施設として、多治見市長瀬町地内で業務を行っている。

当該火葬場は昭和43年3月竣工であり、建築から40年近い期間が経過している。こうしたことから、施設の老朽化や火葬炉の旧式化に起因する利用上の問題、更には将来見込まれる火葬需要への対応不足といった多くの問題を抱えている状況である。

多治見市では、これらの課題を解決するためには、新たな施設を整備することが必要であると考えており、その整備計画を第5次総合計画に位置付けるとともに、整備の基本方針や必要とされる施設の規模・能力、建設場所の選定などについての具体的な検討を開始することとした。

なお、火葬場は、地域の社会生活において必要不可欠な都市施設であり、遺族や関係者に安らぎを与える尊厳のある施設であることが望まれる。

従って、新たに整備する火葬場は、次のような配慮がなされた施設設計であることが必要である。

- ・遺族や会葬者にとって心の和む空間であること
- ・遺族や会葬者の心情に配慮した道線設計がなされること
- ・併せて火葬業務従事者等スタッフがサービスしやすい道線設計がなされること
- ・最新技術の導入等による環境配慮がなされること
- ・バリアフリー配慮がなされること
- ・周囲の景観に配慮した建築デザインであること
- ・維持管理や保守を行いやすい設計であること
- ・可能な限り、建設費用や維持管理費用が経済的であること

これらのことに留意しつつ、近隣自治体の最新状況も参考にするとともに、庁内関係部局の意見をふまえ、整備すべき火葬場の施設及び敷地の規模を設定するものである。

2. 多治見市火葬場の状況と施設及び敷地規模計画（一覧）

	現火葬場	新火葬場(案)	羽島市営斎場	恵那市えな斎苑	関市総合斎苑わかさ
敷地面積	2,004㎡	8,000~10,000㎡	7,489㎡	11,805㎡	29,932㎡
施設延床面積	329㎡	1,700~2,000㎡	1,680㎡	1,568㎡	3,867㎡
火葬炉	4基 (内1基大型規格)	5基(全て大型規格2m棺対応) 4基+予備1基とする さらに1基増設対応	5基	3基 1基増設予定	6基
動物炉	1基	1基 専用告別室、冷凍保管庫を設備	1基 専用告別室、冷凍保管庫設備	1基 専用告別室、冷凍保管庫設備	1基
汚物炉	1基	無し(ただし、火葬は受け付る) 冷凍保管庫で保管後に人体炉で火葬	1基 専用告別室、冷凍保管庫設備	無し	無し
待合室	2室 2室一体型	3室(個室型洋室2室+和室1室) 各室30名程度収容可能な規模	3室(洋室2、和室1)	2室(洋室1、和室1)	4室(洋室1、和室3)
告別室	個室無し	2室(個室)	2室	1室	2室
収骨室	1室	2室(個室)	2室	1室	2室
玄関ホール	無し	エントランス部に 一定スペースを確保	エントランス部に 一定スペースを確保	エントランス部に 一定スペースを確保	エントランス部に 一定スペースを確保
待合ロビー	無し	待合室前のスペースに 30人~40人分確保	待合室前のスペースに確保	待合室前のスペースに確保	30人分のスペースを確保
駐車場	32台	普通車40台~50台、バス2台	普通車25台、バス2台	普通車39台、バス3台 障害者用3台	普通車163台 バス3台
霊安室	無し	1室 冷凍保管庫を1台設備	1室 冷凍保管庫を1台設備	1室 冷凍保管庫を1台設備	1室 冷凍保冷库を2台設備
斎場	無し	無し	無し	無し	有り(2式場) 80席と148席
建設年度	昭和43年	平成21年度	平成14年10月	平成17年10月	平成17年5月
建設費用	1,800万円		15億7,000万円	9億5,000万円	45億円
人口	117,398人	117,398人	68,441人	56,940人	94,992人

3．現火葬場における諸課題

現火葬場の施設面、運用面における諸課題について次のように抽出した。

(1) 施設の老朽化

- ・炉室天井部に雨漏りがみられる
- ・煙突の劣化（崩落を防ぐ為に補強を施している状況）
- ・汚損等、日常清掃では補完できないレベル

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）によれば、資産の耐用年数について、火葬場という項目は無いものの、病院用（39年）、公衆浴場用（31年）等となっており、建築から39年経過している火葬場については耐用年数に達しているという見方ができる。

(2) 火葬炉の旧式化

- ・炉内構造物の経年劣化（耐熱物が高温使用による経年劣化により頻繁な補修が必要）
- ・バーナーが旧式であるため、新規購入やメンテナンスが困難な状況
- ・いわゆる“職人技”に頼らざるを得ない炉であるため、誰もが運転できるものではない

省令によれば、窯業用炉の耐用年数は10年となっており、火葬炉においても耐用年数を大幅に経過していると判断できる。

(3) 利用上の問題

- ・火葬炉前が開放構造であり、遮蔽壁等がないため、建物外部から火葬炉が丸見えであり、遺族や会葬者のプライバシーが保たれない
- ・自動ドアの設置がない
- ・待合室が実質的に1室であり不便かつ遺族や会葬者のプライバシーが保たれない

(4) 火葬需要への対応

- ・総人口は減少するものの、高齢人口の増加により、火葬需要は高まると推察される
- ・大型炉（2m棺対応型）が1基のため、近年の高身長化に対応できない

4 . 新火葬場施設における施設整備の考え方（個別事項）

（1）施設構成

火葬場の施設の構成は、1.火葬部門、2.待合部門、3.式場（斎場）部門の3つに大別されるが、多治見市が新たに整備しようとする施設は、告別、火葬及び収骨を行う火葬部門と火葬の間に待合に利用する待合部門の2部門構成とする。式場（斎場）部門を設けない理由は次のとおりである。

市内には、双葉葬祭社の斎場が4施設（京町、長瀬×2、光ヶ丘）、東岐葬祭の施設が1施設（光ヶ丘）、サシキン葬祭の施設が1施設（上野町）の6施設が既に稼働している状況である。

- 市内葬祭施設の概要 -

葬祭施設の名称	場 所	施設概要
㊦双葉第一会館 ライフホール	長瀬町 18-100	式場（ホール：190席）×1、控室×1 会食室×1
双葉第二会館	長瀬町 18-78	式場（30席）×1、控室×1
㊦双葉第三会館 朱雀ホール	京町 5-96-4	式場（130席、300席）×2、控室×2 会食室×2
㊦双葉第四会館 玄武ホール	光ヶ丘 5-100-1	式場（ホール：150席、48席）×2 控室×1、会食室×1
㊦ニール多治見豊格院	光ヶ丘 5-9-26	式場（ホール：300席）×2、控室×4 会食ホール×2
㊦葬祭桔梗ホール	上野町 3-110	式場（ホール）×1、控室×3 会食室×1

出典：各社斎場のパンフレット（順不同）

新火葬場に斎場（通夜及び葬儀を行うスペース）を併設する場合におけるメリットとデメリットをまとめてみた。なお、この場合における斎場の規模は、愛知県刈谷市の斎苑（定員150名、広さ730㎡のホール形式）をモデルとしている。

	メリット	デメリット
利用者の利便性	通夜、葬式から火葬まで一貫して同一施設で行えるため、移動等の手間がかからない。	-
民間施設との関係	-	市内既存斎場（6施設）があるなか、公が設置する必要性の理屈に乏しい。行政の合理化の流れに反する。また民業圧迫との批判の恐れがある。
建設・維持管理経費	-	式場分の建設費（土地を含む）、当該部分の維持管理費が余分に必要。

施設設備	-	祭壇等を持ち込み対応としても、通夜を行うこととなるため、シャワー設備や給湯設備、仮眠用の設備を備える必要がある。
人的体制	-	通夜を行うこととなるため、24 時間体制で職員を配置する必要がある。ただし、斎場スペースとその他を完全に分離することができれば、深夜一定時間、遺族のみとすることも可能か。
施設の規模	-	併設しない場合に比べておよそ1,000 m ² 余分に必要。
駐車場の規模	-	併設しない場合に比べておよそ倍の台数分（80 台程度）を確保する必要がある。案は 40～50 台程度。
敷地の規模	-	併設しない場合に比べておよそ 800 m ² ～1,200 m ² 余分に必要。 (80 台 - 40 台) × 20 m ² ～30 m ² /1 台あたり必要面積

これらのことから、現状で十分ニーズに対応できており、行政が整備しなければならない理由に乏しいこと、民業を圧迫することは好ましく無いこと、初期投資及び維持経費が増大することから、設置しないこととする。

(2) 火葬部門

(ア) 火葬炉

最新の火葬システム採用により、無煙無臭、ダイオキシン対策等環境対策に万全を期すとともに、火葬時間（現在は、火葬自体が 90 分、冷却 30 分、清掃等 60 分で都合 3 時間程度必要）の短縮を図る。また、極力コンピューター制御等を採用した火葬システムとすることで、省力化、合理化、平準化を図る。

最新の火葬炉では火葬自体が 80 分、冷却 10～15 分、収骨 15 分、清掃等 10 分で都合 2 時間程度となるため、現在より 1 時間程度短縮が可能となる。ただし、火葬炉の耐久性やゆったりとした“やすらぎ”を演出するためには、1 炉につき 1 日 2 体が一般的である。

火葬炉の基数は、現在の炉稼働率、将来の推計稼働率と炉の最新化による合理化を勘案した場合、現在の 4 基での対応が不可能ではないものの、非常時（炉の故障、季節や災害時など）の備えと炉システムの過負荷を避ける観点から 1 基予備炉を設け、5 基（2 m 棺対応）とする。更に、将来の需要増に備え、もう 1 基増設が可能なスペースを確保しておく。

最近の火葬炉は従来のような高煙突は必要なく、再燃炉を設けることにより、排煙の環境基準を満たしている。なお、火葬炉によっては、バグフィルタ（集じん機）を併設する必要がある炉もある。バグフィルタを設置する場合には、建物の構造や維持管理費に大きく影響するため、火葬炉の選定時には留意する必要がある。

なお、以下に多治見市の人口、火葬実績及び高齢人口率を用いて、将来的な火葬件数の推計を示す。

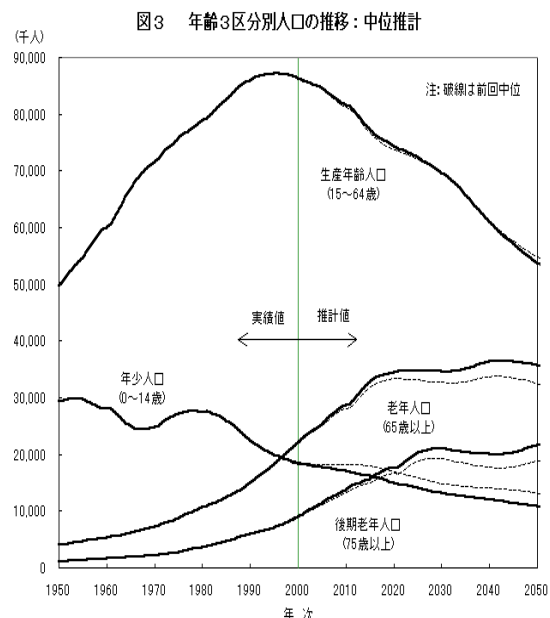
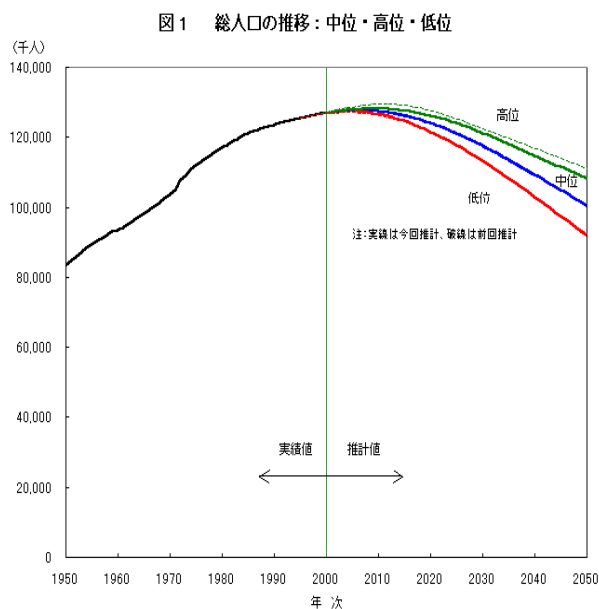
- 多治見市の人口と火葬件数の推計 -

推計の期間

新火葬場の耐用年数を 30 年とし、新火葬場竣工予定年度である平成 21 年度から 30 年経過する平成 51 年（西暦 2039 年）まで推計することとする。

人口推計

上記火葬需要を推計するための人口推計については、平成 36 年までは、平成 16 年度に多治見市・笠原町合併協議会において行った合併後の人口推計をそのまま用い、その後については、国立社会保障・人口問題研究所が発表している日本の将来人口推計（中位）の数値に基づき多治見市の人口を推計する。



総人口の推移（中位）

単位：千人

	平成17年	平成21年	平成26年	平成31年	平成36年	平成41年	平成46年	平成51年
総人口	127,708	127,599	126,585	124,611	121,784	118,329	114,425	110,207
65歳以上の割合	19.9	22.2	25.3	27.6	28.5	29.3	30.6	32.8
65歳以上の人口	25,414	28,327	32,026	34,393	34,708	34,670	35,014	36,148

出典：http://www.ipss.go.jp/pp-newest/j/newest02/1/suikai_g.html

以上のことから、多治見市における平成 21 年度から平成 51 年度までの人口推計を行うと、次のようになる。

	平成17年	平成21年	平成26年	平成31年	平成36年	平成41年	平成46年	平成51年
多治見市人口	114,714	113,593	111,088	107,668	103,341	100,409	97,096	93,517
65歳以上の割合	16.7	19.5	23.6	26.1	27.0	29.3	30.6	32.8
65歳以上の人口	19,157	22,151	26,217	28,101	27,902	29,420	29,712	30,674

火葬需要及び炉稼働率の推計

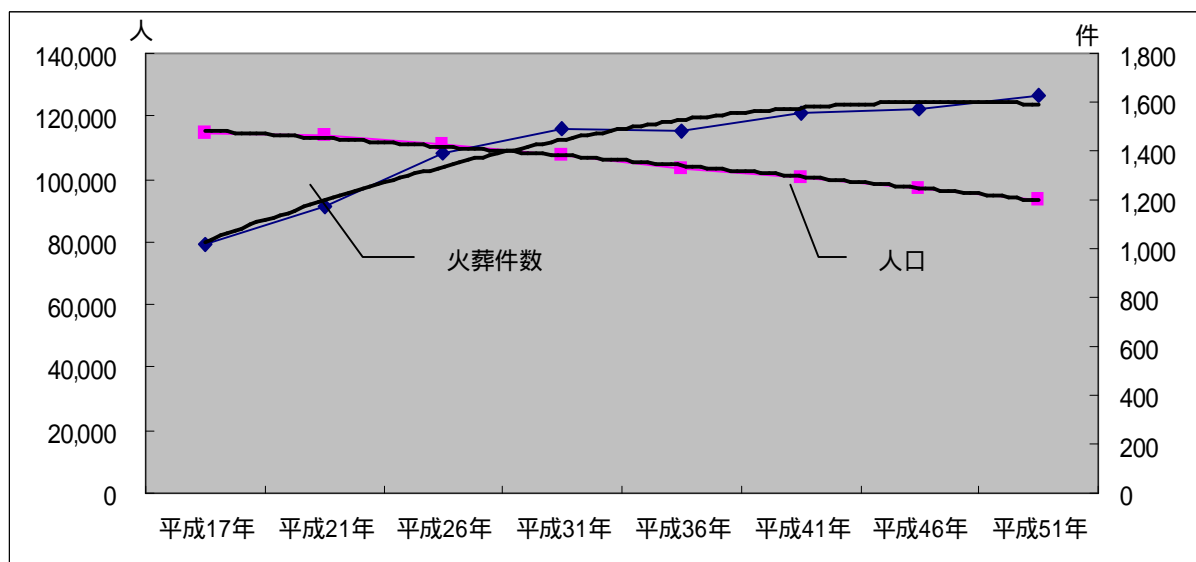
こうしたデータを基に、平成 17 年度から平成 51 年度における多治見市における火葬需要を推計すると次のようになる。

(人口推計中位を用いた場合)

	平成17年	平成21年	平成26年	平成31年	平成36年	平成41年	平成46年	平成51年
多治見市人口	114,714	113,593	111,088	107,668	103,341	100,409	97,096	93,517
65歳以上の割合	16.7	19.5	23.6	26.1	27.0	29.3	30.6	32.8
65歳以上の人口	19,157	22,151	26,217	28,101	27,902	29,420	29,712	30,674
火葬件数	1,015	1,174	1,389	1,489	1,478	1,559	1,574	1,625
炉の稼働率(4基)	43.5	50.2	59.5	63.7	63.3	66.7	67.4	69.6
炉の稼働率(5基)	-	40.2	47.6	51.0	50.6	53.4	53.9	55.7
炉の稼働率(6基)	-	33.5	39.6	42.5	42.2	44.5	44.9	46.4

火葬件数は(17年人口×17年高齢化率):17年火葬件数=(n年人口×n年高齢化率):n年火葬件数

炉の稼働率は、n年火葬件数÷(炉の基数×2体×292日)により算出



このことから、人口に高齢化率を考慮した火葬件数については、平成 17 年と比較して、平成 51 年度には、1.6 倍になると推計される。この場合において、炉が 4 基のままであると新火葬場が稼働した 5 年後の平成 26 年頃(又は以降)には稼働率が 60%を超えることとなるため、炉の故障等不測の事態を想定した場合、その運用に若干の不安を生じることとなる。このため、5 炉体制とすることで、稼働率を 50%台でとどめることとする。

(イ) 火葬炉前ホール

火葬炉に付随する火葬炉前ホールは、遺族や会葬者が最後の別れを行う場所であるため、床、壁等の材質やデザインについても十分吟味し、静謐な空間を演出することが必要である。

(ウ) 告別室及び収骨室

現火葬場には、告別スペースが、炉室の横(向かって右)にある。しかし、開放スペースであることからプライバシーは確保されていない。また、収骨室は炉室の横(向かって左)にあるが、

実質的には、予備台車等の保管スペースとして使用されており、収骨は、炉前の開放スペースで行われているのが現状である。

こうしたことから、火葬前の告別室（個室2室）と火葬後の収骨室（個室2室）を設けることとする。

なお、1日の最大火葬件数は、平成13年度から平成17年度における火葬実績によれば、およそ5件（平均では3件～4件）である。一方、人口推計中位を用いた場合の平成51年度における火葬件数推計は、平成17年度実績の約1.6倍となっている。

このことから、平成51年度における1日最大火葬件数は、およそ8件（平均では5件～6件）と推計される。この場合同時に告別室又は収骨室を使用するのは最大で2組となる（14頁の火葬炉運転計画案を参照）ため、2室設置することとする。

（エ）動物炉及び動物用告別室

現状の規模（1基）を維持する。近年のペットブームをうけ、小動物（犬、猫ほか）の焼却件数は増加しているところであり維持する必要がある。また、今日、ペットは“家族の一員”という意識が強いため、より丁寧な扱いが求められている。このことから動物用の告別室を新たに設けることとするが、主に収骨を目的とした個体ごとの焼却はこれまでどおり行わない。

動物焼却用の炉は、現在多治見市の火葬場にある炉のような小型炉ではなく、人体用炉と同じ規格の炉となっているのが現状である。このため、日々受け付けた少ない個体数（日平均2件～3件）にて毎日焼却することは非効率であるため、ペット専用の冷凍保管庫を備え、一定量が集まったときに焼却を実施することとする。

- 小動物焼却件数の推移 -

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件数	724	770	837	762	929	870	900
日平均	1.99	2.12	2.30	2.09	2.55	2.39	2.47

（オ）汚物炉

現在、汚物炉については1基設備している。多治見市民病院の産科診療が無い（平成16年度途中から）ため、県立多治見病院の産汚物のみの受け入れを行っている状況である。

なお、汚物用の炉は、現在多治見市の火葬場にある炉のような小型炉ではなく、人体用炉と同じ規格の炉となっているのが現状である。一方、産褥物の受付件数は、近年の少子化傾向を受け、急激な増加は認められない状況である。このため、日々受け付けた少ない数にて毎日焼却することは非効率であるため、汚物専用炉を設置することはせず、専用冷凍保管庫に一定量を保管した後、人体炉で火葬することとする。

- 産褥物焼却件数の推移 -

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件数	643	638	614	599	480	397	460
日平均	1.77	1.75	1.69	1.65	1.32	1.09	1.26

(カ) 霊安室

多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例(昭和39年条例第12号)では、第7条に死体の保管を行う旨規定されているが、現火葬場にはそうした設備、スペースは存在しない。

このため、専用室を設けるとともに、遺体保管用冷凍庫を1台設備することとする。

(キ) 残骨室

現在、火葬後に生じる残骨は、敷地内に残骨処分業者が設置する保管箱(野ざらし)に保管しているところ。

新たに整備する火葬場では、火葬炉と一体化された残骨回収システムが構築されることとなるため、専用室を設けることとする。

(3) 待合部門

(ア) 待合室及び待合ロビー

現火葬場は、待合棟(洋室1、和室1)が併設されているものの、その建築構造上実質1室として使用している状況である。また、ガラス張りの外観であるため、遺族や会葬者のプライバシーが保たれないという問題がある。

こうしたことから、個室の待合室3室(洋室2室、和室1室:各々30人程度収容:1遺族につき30人を想定。)を備えるとともに、待合ロビー(30人~40人程度対応)を備えることで、4基分の遺族等を収容可能とする。なお、火葬炉の稼働率を50%程度に設定することから、1日の標準火葬件数による火葬炉稼働に係るタイムスケジュールにより、同時に必要な部屋数を3室とする。

待合室各室には、付帯設備として給湯設備、クローク設備を備えることとする。

(4) その他の部門

(ア) ポーチ(車寄せ)及び玄関ホール

ポーチ(車寄せ)は、遺族や会葬者及び棺を降雨や降雪から防ぐための施設である。現火葬場では、施設規模に応じた設備となっており、十分に機能している。新たに整備するにあっては、雨のふき込み等を防ぐため、可能な限り広くかつ屋根部分を大きくすることが必要である。

また玄関ホールについて、現火葬場では、ポーチ(車寄せ)から遺族や会葬者が火葬場に入場すると目前に火葬炉の扉がある状況である。こうした構造では、およそ“やすらぎ”を与える施設とは言い難い。このことから、玄関ホールは、可能な限り広いスペースを確保し、圧迫感を感じさせない天井高や明るさを確保する必要がある。

(イ) 駐車場について

現火葬場では、普通乗用車35台分を確保している。運用上、駐車スペースに不足を生じたことはないことと、新たに設置しようとする炉数(5基)と同数の羽島市が普通自動車25台、バス2台で運用されていることから次のように設定する。普通自動車40台~50台(8~10台×5炉:1遺族につき8~10台程度を想定)バス2台。なお、身体障害者用普通自動車駐車場2台分(屋根付)を建物に併設する形で確保することとする。

(ウ) 緑地帯（庭園等）

火葬場は、その施設の性格上、建設地周辺の住民に敬遠意識を抱かせる恐れがある。こうした意識を極力和らげるため、かつ、遺族や会葬者等施設を利用する者に安らぎ感を与えるため、可能な限りの緑地帯（庭園等）を設ける必要がある。

岐阜県墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和 45 年岐阜県規則第 4 号）では、火葬場の施設設置基準として、火葬場の敷地と隣地との境界は、垣、塀、樹木その他により明確に区分され、火葬場の建物が隣地から見通すことができないことが求められている。

また、多治見市美しい風景づくり条例（平成 13 年条例第 10 号）では、大規模な開発を行う際の緑化の基準「みどりの面積」について、敷地面積の 30% 以上（公共施設の場合）と規定されている。

こうしたことを勘案し、敷地の可能な限りの面積を緑地帯（庭園等）として整備することとする。

なお、緑地帯に用いる樹木の選定については、関係課と協議を行うものとする。

(エ) 事務室・監視室及び火葬従事者休息室

現在は火葬場の管理について、業者に委託している状況である。新たな火葬場についても管理業務については、業者に委託していく予定である。新たな火葬場については、炉数や待合室等施設の設備が充実（増大）することとなるため、管理人員体制については現在（火葬従事者 2 名）よりも増加するものと見込まれる。このため、事務用管理事務室及び機械監視室についても設置する。

現在の火葬従事者 2 名については、待合室にて休息している状況であるため、専用休息室（トイレ、洗面、シャワー室付）を施設内に整備する。

(オ) やすらぎ空間の確保

施設（屋内）においては、中庭（吹き抜け等採光を考慮したもの）を 1、2 箇所配置することで“やすらぎ”空間を演出する。ただし、極力日常管理が簡易なものとする。

(カ) 自動販売機コーナーの設置

待合室を利用する遺族用に自動販売機を設置する。

(キ) トイレ

誰もが安心して利用できる空間とするため、ゆとりを持った面積設計を行うとともに、車椅子用専用トイレ、洋式便座の採用、便器数を設定しなければならない。

(5) 環境への配慮

新たに火葬場施設を整備する場合には、維持管理とのバランスを考慮したうえで、極力環境に配慮する必要がある。例えば、

- ・外断熱工法を採用することにより施設の長寿命化、省エネルギー対策

- ・自然光を取り入れることによる省エネルギー対策
- ・保守点検及び更新がしやすい配管や配線
- ・断熱ブラインド、断熱ガラス採用による熱負荷低減
- ・誰もが安心して利用できるバリアフリー設計
- ・太陽光発電設備、太陽熱利用暖房設備等の設置

など、設計段階から検討する必要がある。

5. 想定する施設及び敷地規模

敷地 …… 8,000～10,000 m²程度 (A) + (B) + (C) + (D)
 施設 …… 1,700～2,000 m²程度 (A)

(1) 施設面積(火葬部門+待合部門+その他の部門の一部)

新たに整備する火葬場の施設規模は羽島市と同規模を想定しているため、施設面積は、羽島市の例に若干ゆとりを持たせることにより次のように試算する。(平屋建を想定)

$$\cdot \text{施設面積} = 1,650 \text{ m}^2 \times 1.2 = 2,000 \text{ m}^2 \quad (\text{A})$$

(2) 駐車場面積

新たに整備する火葬場の駐車スペースは、普通自動車40台から50台とバス2台及び障害者用普通自動車と設定している。その面積は、次のように試算する。

・普通自動車	40台から50台	×	(2.5m × 6.0m)	=	750 m ²
・バス(マイクロ)	2台	×	(3.5m × 13.0m)	=	91 m ²
・身体障害者用	2台	×	(3.5m × 6.0m)	=	42 m ²
合計	54台				883 m ² (1)

なお、車路を含めた駐車場の総面積については、普通自動車1台あたり30 m²(2)であることから、以下の面積を確保する。

$$\cdot \text{普通自動車1台あたりの総面積} = 30 \text{ m}^2 / (2.5\text{m} \times 5.0\text{m}) = 2.4$$

$$\cdot \text{車路を含めた駐車場面積} = 883 \text{ m}^2 \times 2.4 = 2,200 \text{ m}^2 \quad (\text{B})$$

1) 多治見市福祉環境整備指針(改訂版)によるデータを引用

2) 財団法人東京都道路整備保全公社 (<http://www.tmpc.or.jp/manual/manual03.html>)

(3) 緑地帯 (庭園) 面積

庭園や植栽を含めた緩衝緑地帯の面積は、施設面積の 2 倍程度設けることとする。

$$\cdot \text{緑地帯面積} = 2,000 \text{ m}^2 \times 2 = 4,000 \text{ m}^2 \quad (\text{C})$$

(4) 敷地内道路等面積

火葬場施設に霊柩車等が車寄せを行う部分や、従業員駐車場、作業車進入道路及び小動物焼却受け入れ部分等の面積について施設面積の同等面積を確保する。

$$\cdot \text{敷地内道路等面積} = 1,800 \text{ m}^2 \quad (\text{D})$$

7. 多治見市新火葬場整備に係る庁内検討委員会 委員名簿

所 属	補 職 名	氏 名	内 線
企 画 課	副主幹	奥 村 清	1411
財 政 課	副主幹	仙 石 浩 之	1447
都 市 政 策 課	主 任	伊 藤 浩 二	1392
農と緑と公園の課	主 査	小 栗 兼 一	1386
建 築 住 宅 課	主 査	水 野 典 孝	1377
道 路 河 川 課	総括主査	岡 田 英 隆	1364
地 域 振 興 課	総括主査	山 田 康 則	2122

事務局 環境課 内（1335）	補職名	氏名
	課長	鈴 木 良 平
	リ-ダ-	藤 井 憲
	総括主査（担当）	大 中 博